

# 第79回定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告	
主要な事業内容	1
主要な営業所及び工場	1
従業員の状況	2
主要な借入先の状況	2
会社の株式に関する事項	3
会社の新株予約権等に関する事項	3
会社役員に関する事項	4
会計監査人の状況	6
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	7
■連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	13
連結注記表	15
■計算書類	
貸借対照表	26
損益計算書	27
株主資本等変動計算書	28
個別注記表	31
■監査報告	
会計監査人の監査報告書	37

本内容は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。

なお（ご参考）情報を除く本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成する際に行った監査の対象に含まれております。

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 主要な事業内容

当社グループは、下記商品群を中心とする工業用機械設備等の国内販売（一部製造販売）及び輸出入の業務を行っております。

区 分	商 品 群
工業用計測制御機器	工業用センサー、制御機器、受信機器、情報通信・変換機器、その他の工業用計測制御機器
環境計測・分析機器	水質・ガス・大気分析機器、気象観測機器、振動・騒音・臭気測定機器
測定・検査機器	形状検査・試験機器、非破壊検査・試験機器、材料検査・試験機器、その他の測定・検査機器
産 業 機 械	油・空圧装置、ポンプ・バルブ機器、計量装置、道路維持機械、廃棄物処理・再資源化設備、エネルギー関連設備、大気汚染・水質汚濁防止装置、その他の産業機械

## 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	大阪本社 大阪府大阪市（本店所在地） 東京本社 東京都品川区
	営 業 所	札幌、室蘭、秋田、六ヶ所、仙台、日立、つくば、鹿島、千葉、宇都宮、群馬、さいたま、関東産機、川崎、神奈川、新潟、上越、北陸、静岡、名古屋、四日市、京滋、神戸、姫路、岡山、福山、広島、徳山、高松、新居浜、福岡、大分、熊本
	出張所	和歌山、長崎
子 会 社	国 内	双葉テック株式会社（大阪府堺市） 東武機器株式会社（宮城県仙台市）
	海 外	英和双合儀器商貿（上海）有限公司 台湾英和電子股份有限公司

## 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
400名	25名増	43.9歳	13.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、休職者を含みます。

2. 臨時従業員数（年間の平均人員）82名は含んでおりません。

## 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	69,453千円
株式会社百十四銀行	68,000千円
株式会社七十七銀行	50,000千円

## 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,710,800株  
(2) 発行済株式の総数 6,470,000株  
(3) 株 主 数 3,948名  
(4) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	持 株 数	持株比率
光通信KK投資事業有限責任組合	408,700株	6.46%
UH Partners 2投資事業有限責任組合	378,600株	5.98%
東京計器株式会社	246,840株	3.90%
長野計器株式会社	206,600株	3.26%
阿 部 健 治	181,780株	2.87%
エスアイエル投資事業有限責任組合	171,600株	2.71%
株式会社百十四銀行	165,188株	2.61%
英和社員持株会	156,670株	2.48%
阿 部 吉 典	154,600株	2.44%
阿 部 和 男	152,500株	2.41%

(注) 持株比率は、自己株式(141,401株)を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 会社役員に関する事項

(ご参考) 取締役を兼務しない執行役員の状況 (2026年4月1日現在)

地位	氏名	担当
執行役員	安田 敬信	総務部長
執行役員	鈴木 朗弘	R&Dソリューション営業部長
執行役員	樋口 幸雄	産業機械営業部長
執行役員	中尾 泰宏	経営戦略部長
執行役員	今江 一久	関西・中部ブロック長

### 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役大熊裕明氏及び岡野喜子氏、監査役萩原典生氏、仲林信至氏、添田訓嗣氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。なお、監査役萩原典生氏は2026年3月31日に一身上の都合により監査役を辞任いたしました。

### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び連結子会社の取締役及び監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、意図的な違法行為による損害等は約款上補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況(回)	主 な 活 動 状 況
取締役	大熊 裕明	取締役会： 18/18 報酬諮問委員会： 1/1	取締役会及び報酬諮問委員会において、主に会社経営経験の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	岡野 喜子	取締役会： 18/18 報酬諮問委員会： 1/1	取締役会及び報酬諮問委員会において、主にCSR、企業広報、人事等の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	仲林 信至	取締役会： 18/18 監査役会： 13/13 報酬諮問委員会： 1/1	取締役会、監査役会及び報酬諮問委員会において、主に会社経営経験の見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行っております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	添田 訓嗣	取締役会： 18/18 監査役会： 13/13 報酬諮問委員会： 1/1	取締役会、監査役会及び報酬諮問委員会において、主に税理士として税務もしくは財務的な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行っております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注）    | 33,200千円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額  | 一千円      |
| ③ 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査計画に対する実績の分析及び監査内容に基づき審議を行った結果、当事業年度の監査計画の監査時間、配員計画による報酬額として妥当と判断し、同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1)業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役及び使用人が法令及び定款の遵守を徹底する体制を構築するために、コンプライアンス管理規程を制定するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。
  - ii 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当取締役を通じ社長、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。
  - iii 担当取締役は、コンプライアンス管理規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、且つコンプライアンス管理規程に基づく検証の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報制度の周知徹底を図っております。
  - iv 役職員行動規範に、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを定め、当該勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取組み、毅然とした対応をとることとしております。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - i 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱については、当社社内規程「文書管理規程」及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行うこととしております。
  - ii 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。
  - iii 前2項に係る事務は、リスクマネジメント担当取締役が所管し、1項の検証・見直しの経過、2項のデータベースの運用・管理について、定期的に取締役会に報告しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社は、代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置し、社長がその事務を管掌しております。
  - ii 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行うこととしております。
  - iii 監査部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役を委員長とする社内規程「リスクマネジメント管理規程」に基づくリスクマネジメント委員会及び担当部署に通報される体制を構築しております。
  - iv 監査部の活動を円滑にするため、リスクマネジメント管理規程、コンプライアンス管理規程、関連する個別規程（与信管理規程、経理規程等）、各種要領、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、監査部の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査部に報告するよう指導しております。
  - v リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、使用人に対する研修等を企画実行しております。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に策定される中期経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の計画通りに進捗しているかについては、経営戦略会議又は専門部会の業績報告を通じて定期的に検査を行っております。
  - ii 業務執行のマネジメントについては、当社は任意の執行役員制度を採用しており、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守させ、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び全監査役に配布される体制をとるものとしております。

- iii 日常の取締役の職務執行が適正・効率的に行われるように、その業務執行の決定・プロセスの効率性については取締役会で十分な検証を行った後、職務権限規程、業務分掌規程等により権限の委譲が行われている事項について執行を指示し、各レベルの責任者が意思決定ルールにより業務を遂行することとしております。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - i 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行う他、経営の重要な事項に関しては、関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確保しております。
  - ii 当社は、リスクマネジメント管理規程に基づき、各子会社を当社の1部署と考え、四半期ごとに、直接リスクマネジメント委員会の担当者が子会社のリスク情報の有無を監査することで、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
  - iii リスクマネジメント委員会は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築しております。
  - iv 当社と子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、リスクマネジメント委員会は、親会社の監査部及び子会社の監査役又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行うこととしております。
  - v 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させることとしております。
  - vi 適用範囲に子会社を含めた行動規範及び子会社各社においてコンプライアンス管理規程を制定し、当社グループ全ての役職員に周知徹底することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。

- vii 当社及び子会社各社においてコンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ役職員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理することができる体制を構築しております。
  - viii 各子会社の規模や業態等に応じて、適正な数の監査役あるいはコンプライアンス推進担当者を配置するとともに、当社及び子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修又は情報提供を行い、コンプライアンス意識の醸成を図っております。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人（以下「監査役スタッフ」といいます。）を配置するものとし、配置にあたっては具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。
  - ii 監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
  - iii 監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要といたします。
  - iv 監査役は、必要に応じ、監査役スタッフへ調査及び情報収集に関する権限を付与することができることとしております。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。
  - ii 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりであります。
    - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
    - ・当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
    - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
    - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
    - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

- iii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、直ちにコンプライアンス相談窓口を通じ、直接又は間接的に当社の監査役に対して報告を行うこととしております。
  - iv 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、管理本部長、財務を担当する取締役等及び監査部長を委員とする監査体制検討委員会を設置し、オブザーバーとして各監査役が参加することとしております。
  - ii 同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないこととなっております。
  - iii 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、監査役の職務の執行に必要なと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払うこととしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を策定し、これに基づき業務を運用しております。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、勉強会やeラーニングによる教育を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理体制

リスクマネジメント委員会において、各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めた他、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告しております。

### ④ 内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、上記①～③を中心に当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,567,550	13,196,172	△51,511	16,245,611
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△537,933		△537,933
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,070,174		2,070,174
自己株式の取得				△71	△71
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,532,241	△71	1,532,169
当 期 末 残 高	1,533,400	1,567,550	14,728,413	△51,583	17,777,780

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	312,399	71,457	327,288	711,145	16,956,756
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△537,933
親会社株主に帰属する当期純利益					2,070,174
自己株式の取得					△71
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	251,198	12,059	238,499	501,756	501,756
当期変動額合計	251,198	12,059	238,499	501,756	2,033,925
当 期 末 残 高	563,597	83,516	565,788	1,212,902	18,990,682

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 連結子会社の数  | 4社  |
| (2) 連結子会社の名称 | 双葉テック株式会社<br>英和双合儀器商貿（上海）有限公司<br>東武機器株式会社<br>台湾英和電子股份有限公司 |

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、英和双合儀器商貿（上海）有限公司及び台湾英和電子股份有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては同日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

- ##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。  
ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 3～50年

### ② 無形固定資産 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

### ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、工業用計測制御機器、環境計測・分析機器、測定・検査機器、産業機械等をユーザーへ販売（一部製造販売）することを事業としております。当社グループの取扱い商品には、システム、物品、サービスといった複数の種類がありますが、これらの販売については、主に顧客により検収された時に収益を認識しております（検収基準）。また、一部の商品については、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております（出荷基準）。

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 退職給付に係る会計処理の方法

###### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

###### 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

##### ② 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場によ

り円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務等

ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で一定の範囲内で為替予約を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

為替予約の締結時にリスク管理方針に従い、為替予約を外貨建金銭債権債務等に振当てることで、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されることから有効性の判定を省略しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### Ⅲ. 収益認識に関する注記

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主要な顧客との契約から生じる収益を品目別に分解した情報は、以下のとおりであります。

品目別	金額 (千円)
工業用計測制御機器	23,044,661
環境計測・分析機器	4,533,992
測定・検査機器	1,704,975
産業機械	19,562,552
顧客との契約から生じる収益	48,846,182
その他の収益	—
外部顧客への売上高	48,846,182

上記収益は、主として一時点で充足される財となりますが、一部、一定の期間にわたり充足されるサービスが含まれております。なお、一定の期間にわたり充足されるサービスとして認識した金額は軽微であります。

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「3. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため記載を省略しています。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

IV. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

V. 追加情報

該当事項はありません。

Ⅵ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	233,565千円
売掛金	15,179,974千円
契約資産	27,622千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,513,493千円

(注) 上記金額には、減損損失累計額を含めております。

3. 流動負債のその他に含まれる契約負債の金額

前受金	753,075千円
-----	-----------

Ⅶ. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,470,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	284,788千円	45円	2025年 3月31日	2025年 6月26日
2025年11月6日 取締役会	普通株式	253,145千円	40円	2025年 9月30日	2025年 12月3日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	354,401千円	56円	2026年 3月31日	2026年 6月25日

(注) 本配当金の原資は、利益剰余金であります。

## IX. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、売掛金の一部には輸出取引に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、そのほとんどは、デリバティブ取引を利用してヘッジを行っております。

また、有価証券及び投資有価証券は主として、株式と債券であり、主に資金の運用及び取引先企業との関係の維持、強化を目的として保有しております。時価のあるものにつきましては、市場価格の変動リスクに晒されており、四半期毎に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。買掛金の一部につきましては、輸入取引に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、そのほとんどは、デリバティブ取引を利用してヘッジを行っております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としております。

また、デリバティブ取引はリスク管理方針に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等、3. 会計方針に関する事項、(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項、③ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額40,434千円）は「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び短期間で決済される金融商品については時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 （*1）	時価（*1）	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,719,607	1,719,607	—
(2) 長期借入金（*2）	(137,453)	(136,235)	△1,218

（\*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（\*2）1年内返済予定の長期借入金と長期借入金との合計であります。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,097,290	—	—	1,097,290
社債	—	622,317	—	622,317

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	136,235	—	136,235

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,000円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 327円11銭   |

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>25,287,915</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,706,664</b>
現金及び預金	3,566,747	支払手形	723,160
受取手形	181,199	電子記録債権	3,599,252
電子記録債権	3,849,524	買掛金	5,692,026
売掛金	14,661,992	1年内返済予定の長期借入金	65,324
契約資産	27,622	未払金	123,776
有価証券	237,473	未払費用	145,004
商用品	1,536,206	未払法人税等	513,888
前払費用	1,112,963	未払消費税等	138,109
その他の金	91,105	前受金	718,380
貸倒引当金	24,963	預り金	36,594
	△1,882	賞与引当金	830,000
		役員賞与引当金	88,000
		その他の	33,145
<b>固定資産</b>	<b>5,196,768</b>	<b>固定負債</b>	<b>392,024</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,270,099</b>	長期借入金	72,129
建物	451,961	長期未払金	106,910
構築物	6,864	退職給付引当金	211,305
機械及び装置	0	その他の	1,680
工具器具及び備品	21,252		
土地	790,020	<b>負債合計</b>	<b>13,098,688</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>39,278</b>		
ソフトウェア	25,951	<b>【純資産の部】</b>	
その他の	13,326	<b>株主資本</b>	<b>16,880,171</b>
		資本金	1,533,400
		資本剰余金	1,567,550
		資本準備金	1,565,390
		その他の資本剰余金	2,160
		<b>利益剰余金</b>	<b>13,830,804</b>
		利益準備金	114,525
		その他利益剰余金	13,716,279
		買換資産圧縮積立金	23,438
		配当平均積立金	440,000
		別途積立金	6,730,000
		繰越利益剰余金	6,522,840
		<b>自己株式</b>	<b>△51,583</b>
		評価・換算差額等	505,824
		その他有価証券評価差額金	505,824
		<b>純資産合計</b>	<b>17,385,995</b>
<b>資産合計</b>	<b>30,484,684</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,484,684</b>

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		45,793,968
売 上 原 価		37,854,886
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>7,939,082</b>
販売費及び一般管理費		5,285,010
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,654,071</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	75,800	
仕 入 割 引	3,973	
そ の 他	33,041	112,816
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,505	
そ の 他	4,938	6,444
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,760,442</b>
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	19,935	19,935
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,494	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	64,000	89,494
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,690,883</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		930,106
法 人 税 等 調 整 額		△59,915
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,820,692</b>

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
買換資産 圧縮積立金		配当平均 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	114,525	24,542	440,000	6,430,000	5,538,977	12,548,044
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△537,933	△537,933
買換資産圧縮積立金の取崩		△1,104			1,104	—
別途積立金の積立				300,000	△300,000	—
当 期 純 利 益					1,820,692	1,820,692
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,104	—	300,000	983,863	1,282,759
当 期 末 残 高	114,525	23,438	440,000	6,730,000	6,522,840	13,830,804

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△51,511	15,597,483	286,105	286,105	15,883,589
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△537,933			△537,933
買換資産圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
当 期 純 利 益		1,820,692			1,820,692
自 己 株 式 の 取 得	△71	△71			△71
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	219,718	219,718	219,718
当 期 変 動 額 合 計	△71	1,282,687	219,718	219,718	1,502,406
当 期 末 残 高	△51,583	16,880,171	505,824	505,824	17,385,995

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 3～50年

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、工業用計測制御機器、環境計測・分析機器、測定・検査機器、産業機械等をユーザーへ販売（一部製造販売）することを事業としております。当社の取扱い商品には、システム、物品、サービスといった複数の種類がありますが、これらの販売については、主に顧客により検収された時に収益を認識しております（検収基準）。また、一部の商品については、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております（出荷基準）。

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 5. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を適用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務等

### (3) ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で一定の範囲内で為替予約を行っております。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約の締結時にリスク管理方針に従い、為替予約を外貨建金銭債権債務等に振当てることで、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されることから有効性の判定を省略しております。

## 6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅴ. 追加情報

該当事項はありません。

Ⅵ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,275,884千円

(注) 上記金額には、減損損失累計額を含めております。

2. 保証債務

営業取引上の債務に対する保証債務

双葉テック株式会社 23,607千円

東武機器株式会社 108,476千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 31,204千円

短期金銭債務 24,631千円

Ⅶ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 171,374千円

仕入高 239,464千円

その他の営業取引高 一千円

営業取引以外の取引高 43,964千円

Ⅷ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 141,401株

IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	261,450千円
未払事業税	30,312千円
退職給付引当金	66,561千円
退職給付信託有価証券	91,711千円
投資有価証券等評価損	179,458千円
関係会社出資金評価損	46,190千円
貸倒引当金	15,429千円
その他	106,544千円
繰延税金資産小計	<u>797,657千円</u>
評価性引当額	<u>△275,422千円</u>
繰延税金資産合計	<u>522,235千円</u>

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	10,638千円
その他有価証券評価差額金	<u>189,952千円</u>
繰延税金負債合計	<u>200,590千円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>321,645千円</u></u>

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,747円21銭
2. 1株当たり当期純利益	287円69銭

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

英 和 株式会社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 戸 脇 美 紀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	立 野 睦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、英和株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、必要統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上